

随意契約理由書

案件名 : 寝屋川北部地下河川 鶴見立坑電気設備補修工事

本工事は、鶴見立坑において、高圧引込設備の不具合による電気事故を防ぐため、電気設備を補修するものです。

高圧引込設備（柱上気中負荷開閉器）は、電力会社との責任分界点であり、構内での電気事故が原因で周囲一帯を停電させてしまう波及事故を防止する重要な機器です。本機器は、精密点検の結果、劣化が顕著で早急に対応が必要と診断されたため、補修工事を実施するものです。

当該設備は、富士電機株式会社が設計・製作したものであり、本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置能力が必要であるため、他社では施工できないものです。

以上のことから、本工事を実施できるのは、富士電機株式会社以外にはないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社関西支社と随意契約を締結するものです。